

## 下関市公立大学法人評価委員会が実施する評価の基本的考え方

平成20年2月22日

下関市公立大学法人評価委員会決定

この「基本的考え方」は、下関市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）の評価を実施するにあたっての基本的な考え方や評価の方法等について定めるものとする。

### 1. 評価委員会の基本方針

- (1) 評価は、教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮して行うものとする。
- (2) 中期目標・中期計画の進捗状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、改善すべき点等を明らかにし、評価を通じた法人の質的向上に資するものとする。
- (3) 中期目標・中期計画について、一層適切なものとなるよう、必要に応じて修正を求めるものとする。
- (4) 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取り組み状況やその成果を分かりやすく示し、市民への説明責任を果たすものとする。
- (5) 評価に関する作業が、法人の過重な負担とならないよう効率的に評価するものとする。

### 2. 評価方法

- (1) 評価は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に規定する以下の評価を実施する
  - ア 法第28条に基づく各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）
  - イ 法第30条に基づく中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）
- (2) 評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行なうことを基本とする。

また、法第79条の規定に基づき、中期目標期間評価は、認証評価機関の評価を踏まえることとする。
- (3) 年度評価及び中期目標期間評価の方法は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
  - ア 項目別評価

中期目標・中期計画に定められた各項目ごとの進捗状況又は達成状況を確認し、評価を行う。
  - イ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標・中期計画の進捗状況又は達成状況の全体について総合的に評価を行う。
- (4) 年度評価及び中期目標期間評価の具体的な方法については、別に実施要領で定める。

### 3．評価結果の活用

- (1) 評価結果の報告を受けた市長は、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方等について評価結果を活用する。
- (2) 評価結果の通知を受けた法人は、法人の業務改善及び役員の処遇等について評価結果を活用する。

### 4．評価を受ける法人が留意すべき事項

評価委員会としての基本的考え方は上記のとおりであるが、評価を受ける法人が留意すべき事項は以下のとおりである。

- (1) 法人は、自己点検・評価の結果や自己改善の方法等について、市民の視点に立って、分かりやすい説明を行うよう留意する。
- (2) 法人は、目標の達成に向け、組織内の責任の所在を明確にし、自己点検・評価の実施体制を確立する。

### 5．その他

この「基本的考え方」については、必要に応じ、評価委員会に諮ったうえ見直すものとする。